公益社団法人埼玉県臨床検査技師会 組織運営規程

第1章 総則

(総則)

第1条 公益社団法人埼玉県臨床検査技師会(以下「本会」という。)の組織及び運営は、定款、 会費規程及び会計規程によるほか、この規程の定めるところによる。

第2章 会員

(正会員)

- 第2条 公益社団法人埼玉県臨床検査技師会正会員(以下「正会員」という。)は定款第5条に定めるところによる。
- 2 正会員は、原則として勤務先の所在する地区に所属し、勤務先を有しない正会員は住所地の地区に所属するものとする。

(会員証)

- 第3条 正会員の会員証は、一般社団法人日本臨床衛生検査技師会の会員証をもってこれにあてる。
- 2 前条の会員証がない場合は、公益社団法人埼玉県臨床検査技師会の会員証をもってこれにあてる。

第3章 役員の選任

(役員候補者の推薦)

第4条 本会の役員候補者の推薦は、別に定める役員候補者推薦委員会規程(以下「役薦規程」 という。)による。

(選出区分)

- 第5条 理事候補者は、本規程第21条による地区ごとに、一地区1名以上とし、合計17名以上22名以内を選出する。
- 2 監事候補者は、理事候補者とは別に2名を選出する。

(役員候補者推薦委員の選出)

- 第6条 役員候補者推薦委員は、地区の担当理事の推薦により、理事会が承認し会長が委嘱する。 2 役員候補者推薦委員に関する事項は、別に定める規程による。
 - 第4章 役員の役務

(会長)

第7条 会長は、法令及びこの定款で定めるところにより、本会を代表し、その業務を執行する。

(副会長)

第8条 会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、副会長が務める。

2 会長の定める序列順位により会長の職務を代行する。

(常務理事)

- 第9条 常務理事は、本規程第12条に定める各部局を統括する。
- 2 常務理事で事務局を統括するものを事務局長とする。
- 3 常務理事で各部を統括するものを部長とする。
- 4 常務理事で事務局長を補佐するものを事務局次長とする。

(理事)

- 第 10 条 会長、副会長、常務理事以外の理事は、本規程第 12 条に定める部局のいずれかに所属 し、業務を分掌する。
- 2 地区担当の理事は、事業方針で定められた地区活動を分掌する。

(監事)

第11条 監事は、定款第24に定める職務を執行する。

第5章 機構

(執行機関)

- 第12条 本会には、次の部局を置く。
- (1) 事務局
- (2) 総務部
- (3) 会計部
- (4) 事業部
- (5) 学術部
- (6) 精度保証部

第6章 会議等

(会議)

- 第13条 本会が行う会議は、三役会、業務執行理事会、理事会とする。
- 2 会長、副会長、事務局長、事務局次長をもって三役会を構成する。
- 3 会長、副会長、常務理事をもって業務執行理事会を構成する。
- 4 会長、副会長、常務理事、理事、監事をもって理事会を構成する。
- 5 会議は過半数以上の出席を必要とし、議長は会長があたる。

(委員会)

- 第14条 会長は、会務運営上特に必要と認めるときは、委員会を置くことができる。
- 2 委員は委員会規程の定めるところによる。

第7章 業務管掌

(事務局)

- 第15条 事務局は、次の各号の事務を掌る。
- (1) 定款・諸規程に関すること。
- (2) 会務の報告に関すること。
- (3) 文書の受理、発行に関すること。
- (4) 総会及び会議ならびに議事録に関すること。
- (5) 事務所の管理及び職員人事に関すること。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、他の主管に属さないこと。

(総務部)

- 第16条 総務部においては、次の各号の事務を掌る。
 - (1) 広報活動(だより、ホームページ等)に関すること。
- (2) 会員名簿に関すること。
- (3) 記念誌等に関すること。
- (4) 学会運営に関すること。
- (5) 日臨技渉法活動の支援に関すること。
- (6) その他、総務に関すること。

(会計部)

- 第17条 会計部においては、次の各号の事務を掌る。
 - (1) 会計簿の作成及び保持に関すること。
- (2) 現金の保管及び出納に関すること。
- (3) 年度収支予算ならびに収支決算に関すること。
- (4) 経理状況の報告に関すること。
- (5) 物品に関すること。
- (6) 会務執行に関する借入金に関すること。
- (7) その他、会計に関すること。

(事業部)

- 第18条 事業部においては、次の各号の事務を掌る。
 - (1) 公益活動の企画、実施に関すること。
 - (2) 組織の拡大強化に関すること。
 - (3) 地区の活動に関すること。
 - (4) 検査技師の教育養成機関に関すること。
 - (5) その他、事業に関すること。

(学術部)

- 第19条 学術部においては、次の各号の事務を掌る。
 - (1) 生涯教育に関すること。
 - (2) 部門別検査研究班に関すること。
 - (3) 学術研究調査に関すること。
 - (4) 講習会、研究会に関すること。

- (5) 学会に関すること。
- (6) 埼臨技会誌に関すること。
- (7) その他、学術に関すること。

(精度保証部)

- 第20条 精度保証部においては、次の各号の事務を掌る。
- (1) 精度管理事業に関すること。
- (2) 精度保証施設認証制度に関すること。
- (3) その他、精度保証に関すること。

第8章 地区

(地区)

第21条 本会は、県内を「別表」のとおりに区分し、それぞれを東部地区、西部地区、南部地区、 北部地区とする。

(施設)

第22条 会員の勤務先を施設という。施設には、施設連絡責任者1名を置く。選任は施設に委ねる。

(施設連絡責任者)

第23条 施設連絡責任者は、その施設の代表者となり、本会と会員との意志の疎通をはかり、通知、連絡の徹底等、本会の活動を支援する役割を果たすものとする。

第9章 事務所

(事務所)

第24条 本会は、主たる事務所を埼玉県さいたま市浦和区領家7丁目14番7号に置く。

(職員)

- 第25条 事務所には事務職員を若干名、配置する。
- 2 事務職員の処遇については、別途定める就業規則によるものとする。

(事務所使用)

第26条 事務所は会員の施設として解放する。

- 2 事務所を使用するものは、事前に届けを提出し、事務局長の許可を得る。
- 3 会員の事務所使用は、原則として平日の10時~16時とし、毎月20日から月末までの期間で、 事務員が2名以上勤務の日とする。なお、理事会、委員会、班会議等の会務に於いてはその限り ではない。
- 4 会員の事務所使用時は、事務職員の労役供与は行わないこととする。
- 5 会員が事務所の備品等を使用するにあたっては、使用者に実費を請求することができる。
- 6 事務所使用にあたっての事務職員の出勤は、理事会、委員会、班会議等の会務における使用 日は制限を設けないが、理事会が許可する以外は禁止とする。

第10章 補則

(規程の改廃等)

第27条 この規程は、理事会の議決を経なければ変更することができない。

(細則)

第28条 この規程の施行に関し、必要な事項は理事会で別に定める。

附則

この規程は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第 106 条第 1 項に定める公益 法人の設立の登記の日から施行する。

- 2 この規程は、平成27年2月12日に改正、施行する。
- 3 この規程は、令和 6年6月14日に改正、施行する。

別表 (第21条関係)

地区の区分	
東部地区	春日部市、加須市、越谷市、草加市、羽生市、幸手市、三郷市、八潮市、久喜市、蓮田市、吉川市、白岡市、北葛飾郡、南埼玉郡
西部地区	川越市、所沢市、飯能市、入間市、狭山市、志木市、朝霞市、新座市、 和光市、日高市、東松山市、ふじみ野市、富士見市、入間郡、比企郡、 坂戸市、鶴ヶ島市
南部地区	川口市、戸田市、蕨市、さいたま市、上尾市、桶川市、北本市、北足立郡
北部地区	熊谷市、行田市、鴻巣市、深谷市、本庄市、秩父市、大里郡、児玉郡、秩父郡